

朝霞市議会規程第 1 号

朝霞市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

朝霞市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和 5 年朝霞市議会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 号中「保険者番号及び加入者等記号・番号」を「加入者等記号・番号等」に改め、同条第 7 号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第 8 号中「保険者番号及び被保険者記号・番号」を「被保険者記号・番号等」に改め、同条第 10 号中「番号」の次に「又は同法第 95 条の 2 第 2 項第 1 号の免許情報記録の番号」を加え、同条第 11 号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第 14 号中「保険者番号及び被保険者番号」を「被保険者番号等」に改める。

第 5 条第 2 項中「次に定める」を「次に掲げる」に改める。

第 8 条第 7 項各号中「又は報酬、福利厚生に関する事項その他」を「若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又は」に改める。

第 10 条第 1 項第 1 号中「、健康保険の被保険者証」を削る。

第 11 条の見出しを「（開示決定の際に通知すべき事項）」に改める。

様式第 2 号、様式第 13 号及び様式第 19 号中「☐健康保険被保険者証」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条第 10 号の改正規定は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の朝霞市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出されている書類は、この規程による改正後の朝霞市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出された書類とみなす。